

PCR等検査無料化事業の実施に関するQ & A【県民の皆様向け】

令和4年2月18日時点

Q 1 無料検査は誰でも受けることができますか。

「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」で対象となるのは、無症状の方で、飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して、陰性の検査結果を確認する取組のために必要な検査を受ける方です。

【令和4年3月31日まで実施】

「感染拡大傾向時の一般検査事業（感染拡大傾向時に、新型インフルエンザ等対策特別特措法に基づき、知事が県民に受検を要請した場合 ※令和4年1月5日から適用中）」で対象となるのは、無症状の方で、感染不安を感じる鹿児島県在住の方です。

【令和4年3月6日まで実施】

Q 2 「陰性の検査結果を確認する取組」とは具体的にどのような取組が想定されますか。（ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業）

「陰性の検査結果を確認する取組」とは、

- ・飲食店が陰性の検査結果を提示した客に対して、割引や追加的なサービスを提供する取組
 - ・入院、入所、面会等の際に医療機関や高齢者施設等が陰性の検査結果の提示を求める取組
 - ・帰省のために親族等から求めがあって受ける検査
 - ・学校活動において、生徒が部活動の大会やコンクール、入試等への参加の際に主催者の求めに応じて受ける検査や、生徒の実習先などから陰性の検査結果を求められて受ける検査などが想定されます。
- ※ 勤務する学校・企業等からの「指示」で検査を希望する場合は対象外。
※ 社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（エッセンシャルワーカー）が待機期間を短縮するために行う検査は対象外。（事業者の負担（自費負担））

Q 3 ワクチンを接種していても、検査を受けられますか。

無症状の方であれば、ワクチン接種歴の有無は問いません。

Q 4 鹿児島県に住民票がないと、検査が受けられないのですか。

「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」では、県外に在住の方も対象となります。

「感染拡大傾向時の一般検査事業」での対象は、県内在住の方に限ります。

受検の際は、運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証や学生証などの身分証明書（住所、氏名、生年月日が確認できるもの）で、本人であることや居住実態を確認させていただきますが、住民票を移していない方や住所が確認できない場合は、公共料金振込票や郵便物など居住実態が分かるものをご提示ください。

Q 5 陽性者と接触したかもしれなくて、体調がよくありませんが、不安なので、確認のために検査は受けられますか。

今回の無料検査は無症状の方が対象です。発熱など何らかの症状がある方は、検査は受けられません。

有症状の方は、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や受診・相談センターに連絡し、受診についてご相談ください。

詳しくは、県のホームページ「発熱等の症状がある方の受診・相談体制について」(http://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryu/kansen/kansensho/covid-19_aratanairyouteikyoutaisei.html)をご確認ください。

また、濃厚接触者となった方も、今回の無料検査は受けられません。管轄保健所の指示に従ってください。

Q 6 検査はどこで受けられますか。（近所に実施事業者がありません。）

県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/pcrjigyousya.html>) に無料検査を実施できる場所を掲載しています。

県においては、今後も、広く県民の方が検査を受けられるよう、検査体制の拡充を図ることとしており、実施事業者の登録を行い次第、随時県のホームページを更新してまいりますので、ご確認ください。

Q 7 いつでも検査を受けられますか。

「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」については、令和4年3月31日まで無料で検査を受けられます。

令和4年1月5日から実施している「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、令和4年3月6日まで無料で検査を受けられます。

なお、検査を受けられる日時等は検査場所によって異なります。県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/pcrjigyousya.html>) でご確認ください。

Q 8 検査の事前予約は必要ですか。

原則予約は必要ありませんが、検査を受けられる日時等は検査場所によって異なります。また、事前に電話連絡が必要な事業所もありますので、詳しくは、県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/pcrjigyousya.html>) でご確認ください。

Q 9 検査を受けるには何が必要ですか。

運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証や学生証などの身分証明書（住所、氏名、生年月日が確認できるもの）をご持参いただき、申込書に必要事項を記入してください。申込書は、県のホームページからもダウンロードできます。

https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/vtp_muryouka.html

検査の実施方法＞（参考）申込書

なお、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」で検査を受けられる場合は、受検の目的を証明する書類の提示が必要です。

具体的には、飲食、イベント、旅行・帰省等の概要や日付が分かるものとして、チケット、予約票、切符等（スマートフォンの予約画面でも可）を想定しています。

書類を提示できない場合は、活動の概要や日付が分かる「申立書」に必要事項を記入してください。申立書は、県のホームページからもダウンロードできます。

https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/vtp_muryouka.html

検査の実施方法＞（参考）申込書、申立書

Q10 どのような検査をするのですか。

無料検査の種類にはPCR検査等や抗原定性検査があり、実施事業者によって検査の種類や方法が異なります。まずは、県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/pcrjigyousya.html>) でご確認ください。

Q11 検査結果はいつ、どのようにして届きますか。

検査結果がわかる時期は、実施事業者や検査の種類によって異なります。詳しくは、各実施事業所にお問い合わせください。

Q12 検査結果の有効期限はありますか。

PCR検査では検体採取日より3日以内、抗原定性検査では検査日より1日以内です。

【例】PCR検査：2月21日に検体採取した場合、2月24日までが有効期限です。
抗原定性検査：2月21日に検査した場合、2月22日までが有効期限です。

Q13 何回でも検査を受けられますか。

原則、検査回数の上限はありませんが、検査申込みの際には過去に利用した回数を報告することとされています。

なお、月3回以上の場合には、各実施事業所において、理由の説明をお願いすることがあります。

Q14 無料検査の結果が陽性であった場合は、どうなりますか。

今回の無料検査で陽性だった場合は、改めて医師の診断を受けていただくこととなりますので、かかりつけ医等の地域の医療機関に受診について、まずは電話でご相談ください。

詳しくは、県のホームページ「発熱等の症状がある方の受診・相談体制について」(http://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/kansensho/covid-19_aratanairyouteikyoutaisei.html)をご確認ください。

受診のため移動する場合は、周囲に感染させないようにマスクを着用し、徒歩や自転車、自家用車で移動するなどして、公共交通機関の利用は避けてください。

また、無料検査の結果については、県にも情報提供します。

なお、検査結果が陰性だった場合でも、感染している可能性を否定しているものではありません。引き続き、3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等の感染予防策を徹底してください。